

函館市監査公表第30号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月11日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 金澤 浩幸

函館市監査委員 池亀 瞳子

函 会  
令和4年9月29日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	会計部					
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて 勧告事項、指摘事項、意見					
<p>(1) 個別に改善または検討を要する事項</p> <p>ア 受払いの管理について</p> <p>(イ) 受払簿の様式について</p> <p>郵便切手等の受払簿の様式について、全庁的に定めがなく統一されていないことから、各課等においては、任意の様式が使用されている。</p> <p>このような状況の中、各課等で作成している受払簿により、受払状況を確認した限りにおいては、紛失や使途不明の事例は見受けられなかったものの、一部の課等においては、必要事項が備わっていない様式の使用や、新たな券種の郵便切手等を受け入れた際、その都度備考欄に受払いの内容を書き足すなど他の者が把握するのに困難な記載、残数の集計誤り、使用目的や受入先・払出先の記載漏れなどがあり、受払簿としての機能を果たしていない状況が見受けられた。</p> <p>受払簿により適切に管理をするためには、郵便切手等の使用実態を一覧で確認することができる様式の統一が有効であることから、受払残数欄、使用目的欄、使用者氏名欄、受入先・払出先欄、決裁印欄、受領印欄、定期的な点検確認記録欄など必要事項が備わった様式の統一を検討されたい。</p>						
措置内容、対応・考え方						
受払簿につきましては、これまで各部局で作成した任意の様式が使用されてきたところでございます。						
今後の対応といたしましては、現在、必要事項を盛り込んだ統一的な様式について検討しており、来年度からの運用に向け、必要な準備を進めているところでございます。						

函 会  
令和4年9月29日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	会計部					
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて 勧告事項、指摘事項、意見					
(2) 総括意見	物品出納事務を統括する会計部にあっては、郵便切手等の統一的な出納事務および保管管理の取扱いを定め周知を図られたい。					
措置内容、対応・考え方						
現行の物品出納事務処理要領では、郵便切手等の出納事務や保管管理について特に定めを設けておりませんでしたので、来年度からの運用に向け、同要領に金券等の取扱いや受払簿の様式を定め、改正するための必要な準備を進めているところでございます。						